

介護保険料の減免申請

《問合せ》 高年介護課 ☎24-12401

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定しています。保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合の他、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。減免には申請が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細は、問い合わせてください。

なお、減免の可否は、資産調査などに基つき、市の基準で決定しますので、申請をしても適用できない場合があります。

低所得者減免

保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の方で、次の全ての要件に該当する方

○市民税が課税されている方から、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または公的医療保険の被扶養者になっていないこと

○資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること(資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む)

○前年の収入が、市が定める要件を満たしていること

その他の減免

※収入の要件は問い合わせてください。

次の①～③のいずれかに該当する方

① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか一定額以下

○災害で住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた。

○世帯の生計を主として維持する方が、

☑死亡または心身に重大な障害を受けた。☑長期間入院したり、失業などで著しく収入が減少した。☑農作物の不作などで著しく収入が減少した。

② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している。

③ 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された。

介護保険の適用除外

65歳以上の方は1号被保険者として、40歳以上65歳未満

の医療保険加入者は第2号被保険者として介護保険の被保険者となります。

しかし、法令で定める施設(左表)に入所・入院している方で、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者にならないことになっていますので、該当する方は届け出てください。

< 対象施設 >

- 1 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- 2 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関
- 3 のぞみの園法に規定する福祉施設
- 4 国立および国立以外のハンセン病療養所等
- 5 生活保護法に規定する救護施設
- 6 労災特別介護施設
- 7 障害者支援施設
- ※知的障害者福祉法の規定により入所している知的障害者に係るものに限る
- 8 指定障害者支援施設
- ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための規定による支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る)を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る
- 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための指定障害福祉サービス事業者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施設
- ※療養介護を行うものに限る
- ※介護保険法施行法第11条・介護保険法施行規則第170条に規定する適用除外施設

視覚障害の認定基準の変更(7月から)

《問合せ》 社会福祉課 ☎24-7033

7月1日から視覚障害の身体障害者手帳の認定基準が変わりました。1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から対象になります(6月30日までに作成された診断書・意見書は変更前の基準)。

| | 6月まで | 7月から |
|-------------|----------------|--|
| 「視力障害」の認定基準 | 両眼の視力の和 | 良い方の眼の視力 |
| 「視野障害」の認定基準 | ゴールドマン型視野計のみ | 旧認定基準に加え、現在、普及している自動視野計でも認定可(認定基準を明確化) |
| | 2～4級は視能率による損失率 | 視能率、損失率という用語を廃止。視野角度、視認点数を用いたより明確な基準 |

眼鏡型文字読上げ機が 福祉サービスの給付対象品目に

視覚障害者の日常生活上の便宜を図るため、全国の自治体では初めて日常生活用具給付事業の対象品目に眼鏡型文字読上げ器を追加するとともに、図書館本館に設置します。

これは、カメラを装着した眼鏡を掛けて、読みたい文字の方を向き、ボタンを押すだけで、カメラで撮影した文字を音声で読み上げるものです。郵便物、書類、本、街の看板など、身の周りのさまざまな情報を得ることができます。

使用に際しては、インターネット環境(Wi-Fi)が必要です。なお、屋外で使用する場合、ポケットWi-Fiを利用すると、別途利用料金が発生

《福祉サービスの給付品目に追加した品目》

| 種目 | 品目 | 対象 | 価格 | 耐用年数 |
|-------------|-----------|----------------------------|----------|------|
| 情報・意思疎通支援用具 | 眼鏡型文字読上げ器 | 視覚障害2級以上 (原則として学齢児以上の方) | 321,840円 | 5年 |

《問合せ》 社会福祉課 ☎24-7033 FAX24-4516
または各振興局市民福祉課

します。

本機器の費用負担は、原則1割負担で、市民税非課税世帯の方の費用負担はありません。

【Wi-Fiが利用できる主な施設】

豊岡稽古堂、豊岡市民プラザ、図書館本館、城崎国際アートセンター、出石永楽館など



▲ネットに引っ掛かったコウノトリ
(県立コウノトリの郷公園提供)



▲開放式

素早い通報で救護措置
5月31日、奥小野区(出石地域)でコウノトリが防獣ネットに引っ掛かりけがをしました。けがをしたコウノトリは、袴狭区の人工巣塔で子育て中のメスでした。

地元の小・中学生の兄弟が見つけ、通報が行われたおかげで、県立コウノトリの郷公園が素早く保護対応。10日間の入院治療とリハビリで元気になりました。そして、6月9日に見つけてくれた兄弟や地域の方に見守られながら、巣塔の近くでリリースされました。無事に巣へ帰ってきた

母親コウノトリに、ひなたから喜びの声が聞こえてくるようでした。

一緒に汗をかきましょう
県立コウノトリの郷公園によると「野外コウノトリの個体数が増え、近年コウノトリが防獣ネットや電気柵に引っ掛かる事故が多発している。ネットに目印テープを付ける、不用なネットを撤去するといった対策を考える時期にきている」とのこと。

山岸園長は「高齢化の進むこの町でいかに人々が協力し合って『人と野生動物の共存

コウノトリ注意報！ けがをしているコウノトリを見つけたら

《問合せ》コウノトリ共生課
☎21-9017

をはかるか』を、県立コウノトリの郷公園も含め皆さんと共に考えていきたい。一緒に汗をかきましょう」とコメントしています。

コウノトリが防獣ネットに絡まっているのを見つけたら、コウノトリ共生課または県立コウノトリの郷公園に連絡してください。

【連絡先】

・コウノトリ共生課
・県立コウノトリの郷公園
☎23-5666